

令和8年9月8日

文 部 科 学 大 臣
松 本 洋 平 殿

日 本 栄 養 士 連 盟
会 長 井 上 幸 子

公益社団法人日本栄養士会
会 長 中 村 丁 次

次期学習指導要領における食育の充実及び栄養教諭の位置付け に関する意見書

平素より、学校教育及び学校における食育の推進に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、中央教育審議会において、次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められています。学校における食育については、児童生徒が生涯にわたり健全な食生活を実践するための資質・能力を育む観点から、学校教育活動全体を通じた一層の充実が求められています。

また、国の各種方針においても、栄養教諭を中核とした食育の推進や、学校における体系的・継続的な食に関する指導の充実が示されています。

こうした状況を踏まえ、次期学習指導要領の改訂に当たり、学校における食育の充実及び栄養教諭の専門性を生かした指導体制等について、以下のとおり意見を取りまとめましたので、御検討くださいますようお願い申し上げます。

1 趣旨

児童生徒期は、生涯にわたる健康の基盤となる食習慣や生活習慣を形成する重要な時期です。近年、食を取り巻く課題は、健康の保持増進に加え、食文化の継承、食品ロス、食料の生産・供給など、健康・生活・社会に関わる多様な課題へと広がっています¹⁾。

現行の学習指導要領では、学校における食育は、各教科等の特質に応じ、学校教育活動全体を通じて行うものとして位置付けられています^{2) 3)}。また、第5次食育推進基本計画では、学校における組織的・計画的な食育の推進とともに、栄養教諭を中核として関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進する方向が示されています¹⁾。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においても、「栄養教諭を中核とした食育」の推進が掲げられています⁴⁾。

現在、中央教育審議会において、次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められています⁵⁾。こうした状況を踏まえ、学校における食育を一層充実するとともに、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を推進する観点から、次期学習指導要領の改訂に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

2 次期学習指導要領に対する意見

(1) 学校における食育の位置付けの明確化

学校における食育を、児童生徒が生涯にわたり健全な食生活を実践するために必要な資質・能力を育成する重要な学びとして位置付け、教育課程全体を通じて組織的かつ計画的に推進することを、総則において一層明確にすること。

【理由・根拠】

食育基本法では、食育を「生きる上での基本」であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることを基本としています⁶⁾。

現行の学習指導要領では、「学校における食育の推進」が総則に位置付けられ、体育科・保健体育科、家庭科・技術・家庭科及び特別活動のみならず、各教科等において、それぞれの特質に応じて適切に行うこととされています^{2) 3)}。このことから、食育は、特定の教科や学校給食の時間に限定されるものではなく、学校教育活動全体を通じて取り組むものとして位置付けられています。

また、「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」では、学校における食育について、食に関する指導の目標を踏まえ、各教科等における指導、学校給食を活用した指導、個別的な相談指導等を関連付けながら、学校教育活動全体を通じて推進する考え方が示されています⁷⁾。

さらに、第5次食育推進基本計画では、「学校等での食や農に関する学びの充実」を重点事項の一つに位置付けるとともに、学校において、各教科等の特質に応じ、学校教育活動全体を通じて、主体的に行動できる子供を育成するための食育を組織的・計画的に推進することとされています¹⁾。

こうしたことから、次期学習指導要領においては、現行の位置付けを基礎としつつ、学校における食育を、児童生徒が食と自らの健康や生活との関わりを理解し、自ら考え、適切に判断し、主体的に行動するための資質・能力を育成する重要な学びとして、その意義を総則において一層明確にする必要があると考えます。

(2) 栄養教諭の中核的役割と専門性の活用

学校における食育の実効性を高めるため、栄養教諭を食育推進の中核として位置付けるとともに、「食に関する指導の全体計画」の作成、実施、評価及び改善にその専門性を生かし、学校教育活動全体を通じた組織的かつ計画的な食育を推進することを明確にすること。

【理由・根拠】

栄養教諭は、食に関する専門性と教育に関する資質を併せ有し、学校における食に関する指導の中心的な役割を担う教員として制度化されています⁹⁾。文部科学省は、令和7年4月30日付け通知において、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行うことを栄養教諭の本来の役割として改めて示すとともに、各学校において、食に関する指導の中心的な役割を担う教員として一層活用することを求めています⁸⁾。

また、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」では、栄養教諭が「食に関する指導の全体計画」の作成や実践等において中心的な役割を果たし、教職員間の連携・調整や家庭・地域との連携に関わることが示されています⁷⁾。さらに、これまでも、栄養教諭を中核として全教職員が連携・協働し、PDCA サイクルにより食育を推進する考え方が示されています¹⁰⁾。

第5次食育推進基本計画では、栄養教諭の配置促進及び資質能力の向上、全教職員が連携・協働した指導体制の充実、「食に関する指導の全体計画」の見直し、栄養教諭を中核とした学校、家庭、関係団体等の連携・協働の推進が示されています¹⁾。また、令和8年の「養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ」においても、栄養教諭がその専門性を生かし、学校教育により深く参画していく方向が示されています¹¹⁾。政府の「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても、「栄養教諭を中核とした食育」の推進が掲げられています⁴⁾。

こうしたことから、次期学習指導要領においては、「食に関する指導の全体計画」を基盤として、栄養教諭がその専門性を生かし、関係教職員と連携しながら、学校教育活動全体を通じた食育の推進に中核的な役割を担うことを明確にする必要があると考えます。

(3) 教科等横断的・探究的な食に関する学びの充実

食と健康を基盤として、食料の生産・供給、環境、食文化、持続可能な食料システム等との関わりを捉える教科等横断的・探究的な学びを推進できるよう、教育課程の柔軟な編成・実施の考え方や具体例を、学習指導要領及び同解説等に示すこと。

【理由・根拠】

食は、児童生徒の健康や生活習慣に直接関わるとともに、食料の生産・供給、環境、食文化、食品ロス等、社会の様々な課題とも密接に関わっています¹⁾。

第5次食育推進基本計画では、「学校等での食や農に関する学びの充実」を重点事項とし、食料安全保障や食品ロスの削減等に関する理解を深めるための指導、農林漁業体験等を推進するとともに、次期学習指導要領を踏まえた体系的な食に関する指導の方向性に基づき、「食に関する指導の全体計画」を見直すことが示されています¹⁾。また、「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」では、各教科等や学校給食を関連付け、学校教育活動全体を通じて食に関する指導を行うことが示されています⁷⁾。

一方、次期学習指導要領に向けた審議では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力や、教科等横断的・探究的な学び、教育課程の柔軟な編成・実施等について検討が進められています⁵⁾。また、「食料・農業・農村基本計画」では、食料安全保障や持続的な食料システム等が重要な政策課題として位置付けられています¹²⁾。

こうしたことから、次期学習指導要領においては、食を健康、社会、環境、文化等との関わりを横断的に捉える身近な題材として活用し、各教科等、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、学校給食等を関連付けながら、児童生徒が自ら考え、判断し、行動する学びにつなげられるよう、その考え方や具体例を示す必要があると考えます。

3 次期学習指導要領への反映について

以上を踏まえ、次期学習指導要領の改訂に当たっては、特に次の点について、学習指導要領及び同解説等への反映を御検討いただきたいと思います。

第一に、学校における食育の位置付けを明確にすること

学校における食育を、児童生徒が生涯にわたり健全な食生活を実践するために必要な資質・能力を育成する重要な学びとして、教育課程全体を通じて組織的かつ計画的に推進することを、総則において一層明確にすることが必要です。

第二に、栄養教諭の中核的役割を明確にすること

「食に関する指導の全体計画」を基盤として、栄養教諭がその専門性を生かし、関係教職員と連携しながら、学校教育活動全体を通じた食育を推進する中核的な役割を担うことを明確にすることが必要です。

第三に、食に関する教科等横断的・探究的な学びを具体化すること

各教科等、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動、学校給食等を関連付けながら、食と健康を基盤として、社会、環境、文化等との関わりを捉える学びを展開できるよう、その考え方や具体例を示すことが必要です。

これらを通じて、学校における食育が、児童生徒の発達段階に応じて体系的かつ継続的に実施され、学んだ知識を自らの生活に生かし、主体的に判断し行動する力の育成につながる教育として、一層充実することを期待します。

4 参考文献・関係資料

- 1) 食育推進会議. 第5次食育推進基本計画. 令和8年6月24日.
- 2) 文部科学省. 小学校学習指導要領(平成29年告示). 平成29年3月.
- 3) 文部科学省. 中学校学習指導要領(平成29年告示). 平成29年3月.
- 4) 経済財政運営と改革の基本方針2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～. 令和8年7月21日閣議決定.
- 5) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会. 次期学習指導要領等に向けた審議まとめ(素案). 令和8年8月31日, 第17回教育課程企画特別部会資料1.
- 6) 食育基本法(平成17年法律第63号)〔令和8年法律第24号による改正後〕.
- 7) 文部科学省. 食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー. 平成31年3月.
- 8) 文部科学省. 栄養教諭等による食に関する指導等の充実について(通知). 令和7年4月30日付け7初健食第2号.
- 9) 中央教育審議会. 食に関する指導体制の整備について(答申). 平成16年1月20日.
- 10) 文部科学省. 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～. 平成29年3月.
- 11) 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ養護教諭・栄養教諭作業部会. 養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ. 令和8年5月18日.
- 12) 食料・農業・農村基本計画. 令和7年4月11日閣議決定.